

令和元年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和2年2月7日（金）
午後1時50分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会
役員会議室（センタープラザ18階）

令和元年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和2年2月7日(金) 午後1時50分～午後3時00分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 役員会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(4名)

理事長 登 幸 人 (高砂市長)
 副理事長 庵 途 典 章 (佐用町長)
 副理事長 中 川 智 子 (宝塚市長)
 専務理事 森 博 城

(2) 書面出席(7名)

理事	伊藤 舞 (芦屋市長)	(代理) 保険課長	北 條 安 希
	片山 象三 (西脇市長)	(代理) 暮らし安心部長	高 田 洋 明
	清元 秀泰 (姫路市長)	(代理) 市民生活部長	長谷川 泰三
	中貝 宗治 (豊岡市長)	(代理) 市民生活部長	谷 岡 慎 一
	谷口 進一 (丹波市長)	(代理) 市民課長	山 本 崇
	門 康彦 (淡路市長)		
	河野 勝雄 (兵庫県食品国保組合理事長)	(代理) 専務理事	寺 田 利 樹

(3) 説明のため出席した者の職氏名(18名)

事務局長	永 井 克 典	参与(中期経営計画推進担当)	宮 西 一 夫
総務部長	入 江 健 介	業務管理部長	細 目 久 一
審査部参事(調整担当)	森 芳 樹	総務課長	久 保 誠
財務室長	工 藤 恵	職員課長	岩 蔭 義 史
事業課長	草 田 康 史	出納課長	山 中 理 恵
審査管理課長	河 村 博 美	審査事務共助課長	森 本 由 美
審査第1課長	松 本 景一郎	審査第2課長	宮 崎 勝 也
審査第3課長	前 田 由美子	情報システム課長	松 本 嘉 弘
支払調整課長	河 村 竹 彦	介護福祉課長	藤 川 雅 信

5 協議事項

(1) 報告事項

- 報告第 3 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 4 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

(2) 議決事項

- 議案第 27 号 改元に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第 28 号 改元に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について
- 議案第 29 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 30 号 令和元年度兵庫県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 31 号 令和元年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 32 号 令和元年度兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 33 号 令和元年度兵庫県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 34 号 令和元年度兵庫県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 35 号 令和元年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 36 号 兵庫県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 37 号 高額療養費支払資金貸付金支払業務廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第 38 号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬等延滞手数料の徴収に関する規則の制定について
- 議案第 39 号 兵庫県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 40 号 兵庫県国民健康保険団体連合会決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 41 号 兵庫県国民健康保険団体連合会における個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 42 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

- 議案第 4 3 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員服務規程の特例に関する規程の制定について
- 議案第 4 4 号 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金延滞手数料の徴収に関する規程の制定について
- 議案第 4 5 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金の賦課額について
- 議案第 4 6 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会国保データベース（KDB）システム負担金の賦課額について
- 議案第 4 7 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会保健事業負担金の賦課額について
- 議案第 4 8 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画及び予算について
- 議案第 4 9 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 5 0 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 5 1 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 5 2 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 5 3 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 5 4 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 5 5 号 令和 2 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について
- 議案第 5 6 号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員を選出について
- 議案第 5 7 号 第 1 3 8 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

(3) その他

非正規職員の退職時の対応に係る団体交渉等について

6 会議の概要	
開 会	久保総務課長の司会により開会
開会あいさつ	登 幸 人 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、登理事長が議長に選任された。 議 長 登 幸 人 理事長
出席者の報告	久保総務課長から報告を行った。 出席者 4 名、書面出席者 7 名
理事会成立宣言	登議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、中川副理事長が指名された。 議事録署名人 中 川 智 子 副理事長
議 事	永井事務局長から説明及び報告を行った。 ・報告事項 (2 件) ・協議事項 (31 件) ・そ の 他 (1 件)
閉会あいさつ	庵 途 典 章 副理事長
閉 会	

7 議事（要旨）

久保総務課長

定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただ今から、令和元年度第4回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の登高砂市長からご挨拶を申し上げます。

登 理事長

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

令和元年度第4回理事会のご案内を申し上げましたところ、皆様方におかれましては、公務ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、生産年齢人口の減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、就業構造の変化など、国保制度を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。

このような状況の下、国は人生100年時代を見据え「誰もが安心できる全世代型社会保障制度」の構築を目指し、昨年「全世代型社会保障検討会議」を設置して、70歳までの就業機会の確保や年金受給開始年齢の選択肢の拡大をはじめとする、医療、介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めていくこととしています。

この改革を進めるにあたっては、健康寿命の延伸も重要視されており、誰もがより長く元気に活躍できるよう、今後、ますます医療保険者が予防・健康づくり事業を積極的に推進していくことが重要な課題となっております。

また、昨年5月に成立しました健康保険法等の一部を改正する法律において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が盛り込まれ、本年4月から施行されます。

具体的には、国保データベースシステムによる各種データ提供等の支援をはじめ、保険者が実施する国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による保健事業支援など、より効率的かつ効果的な健康づくりに貢献することが期待されております。

このような状況の中で、本会はこれまで以上に関係団体と十分に連携を図りながら、保健事業はもとより、医療費等の審査支払や保険者の業務支援に取り組んでまいりたいと思いますので、理事の皆様方には、引き続き、格別のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

お手元の本日の議案ですが、報告事項として、規程の一部改正における理事長専決処分に係る報告を2件、理事会議決事項を16議案、総会に提出するための15議案をご審議いただきたいと存じます。

限られた時間ではありますが、適切なるご審議、ご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

久保総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第 32 条第 1 項の規定により、登理事長をお願いいたします。

登 議長 それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

久保総務課長 理事定数は 11 名でございます。

本日の出席者 4 名、代理出席を含め、書面出席 7 名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

登 議長 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第 35 条の規定により、議長が指名することになっておりますので、宝塚市長の中川副理事長さんをお願いいたします。

中川副理事長 はい。

登 議長 それでは、これより議事に入ります。

まず報告事項として、報告第 3 号「役員給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」及び報告第 4 号「職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」を報告いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長 事務局長の永井でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、「令和元年度第 4 回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」につきましては以下、「本会」と略させていただきます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

報告第 3 号及び第 4 号につきましては、本会規約第 34 条の 2 の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございましたので、令和元年 12 月 17 日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第 3 号「本会役員給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当の支給割合を記載のとおり改正したもので、令和元年 12 月 17 日施行、令和元年 6 月 1 日適用でございます。

9 ページをお願いいたします。

報告第 4 号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

10 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、給料表及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ記載のとおり改正したもので、令和元年 12 月 17 日施行、平成 31 年 4 月 1 日適用でございます。

以上、報告第 3 号及び報告第 4 号の説明を終わります。

登 議長

以上、報告第 3 号及び報告第 4 号の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

続きまして、議決事項として、令和元年度関係議案、議案第 27 号「改元に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」から議案第 29 号「職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の制定について」を一括提案いたします。

永井事務局長

事務局に説明を求めます。

それでは、議案書の 26 ページをお願いいたします。

議案第 27 号「改元に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、元号の改正に伴い、関係規則について所要の整理を行うためでございます。

27 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、元号が「平成」から「令和」に改められたことに伴い、関係する 13 の規則の別表及び様式の一部を改正するもので、令和 2 年 2 月 7 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用するものでございます。

57 ページをお願いいたします。

議案第 28 号「改元に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について」でございます。

この議案につきましては、提案理由、改正の概要とも先程の議案第 27 号と同様に元号の改正に伴うものでございまして、58 ページに記載の規程の様式の一部を改正するもので、令和 2 年 2 月 7 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用するものでございます。

65 ページをお願いいたします。

議案第 29 号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、本会職員給与規程の一部を改正する規程（平成 27 年 2 月 9 日制定）について、所要の整備を行うためでございます。

66 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、本会職員給与規程の一部を改正する規程（平成 27 年 2 月 9 日制定）について、給与に関する経過措置の終期等を明確にするもので、施行期日は、令和 2 年 2 月 7 日でございます。

以上、議案第 27 号から議案第 29 号までの説明を終わります。

登 議長

議案第 27 号及び議案第 29 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

（ な し ）

登 議長

ないようでございますので、議案第 27 号から議案第 29 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

登 議長

議案第 27 号から議案第 29 号までは、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

続きまして、議案第 30 号「一般会計歳入歳出予算補正について」から議案第 35 号「後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」を一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 70 ページ、「令和元年度一般会計及び特別会計別予算補正について」をお願いいたします。

1 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、診療報酬等の実績による必要な予算補正を行います。

2 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、システム関連経費縮減による経費の減額等に伴う予算補正を行います。

また、経費の減に伴い、審査支払手数料といった今年度の事業収入により、事業実施に係る必要経費を賄えるようになったため、今回の補正予算において、実費弁償上の収支均衡を図る観点から、平成 30 年度からの繰越金を財源とした ICT 積立資産への積立てを行います。

予算補正の概要（総括）でございますが、最下段の合計をお願いします。

補正前の額 1 兆 8,143 億 9,952 万 6 千円、補正額 14 億 6,500 万円の減、補正

後の額 1 兆 8,129 億 3,452 万 6 千円、補正前との比較、99.9%でございます。

次に、議案第 30 号から議案第 35 号までの各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の「令和元年度第 4 回本会理事会議案 予算関係資料」に基づき、ご説明させていただきます。

恐れ入ります、資料の 1 ページをお願いいたします。

議案第 30 号「令和元年度一般会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、国庫補助金等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

補正額 5,906 万 3 千円の減、補正後の額 12 億 485 万 6 千円、補正前との比較、95.3%、主な補正理由は、歳入の繰入金、歳出の事業費の減でございます。

2 ページをお願いいたします。

議案第 31 号「令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、国保診療報酬等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 4,170 万 8 千円の増、補正後の額 37 億 1,004 万 2 千円、補正前との比較、101.1%、主な補正理由は、歳入の諸収入、歳出の積立金の増でございます。

3 ページをお願いいたします。

(2) 診療報酬支払勘定でございます。

補正額 23 億 368 万 2 千円の減、補正後の額 4,417 億 8,221 万 1 千円、補正前との比較、99.5%、主な補正理由は、歳入及び歳出の診療報酬等受入金及び支出金の減でございます。

4 ページをお願いいたします。

議案第 32 号「令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、介護給付費等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 2 億 1,264 万 9 千円の増、補正後の額 35 億 8,112 万 9 千円、補正前との比較、106.3%、主な補正理由は、歳入及び歳出の主治医意見書料等受入金及び支出金の増でございます。

5 ページをお願いいたします。

(2) 介護給付費等支払勘定でございます。

補正額 33 億 3,019 万 1 千円の増、補正後の額 4,448 億 3,419 万 2 千円、補正前との比較、100.8%、主な補正理由は、歳入及び歳出の介護給付費受入金及び

支出金の増でございます。

次に、(3) 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定でございます。

補正額 1,782 万 7 千円の減、補正後の額 40 億 8,689 万 4 千円、補正前との比較、99.6%、主な補正理由は、歳入及び歳出の公費負担医療等受入金及び支出金の減でございます。

6 ページをお願いいたします。

議案第 33 号「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、障害児給付費等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 139 万 7 千円の減、補正後の額 1 億 8,576 万 4 千円、補正前との比較、99.3%、主な補正理由は、歳入の繰入金の減、歳出の総務費の減でございます。

7 ページをお願いいたします。

(2) 障害児給付費支払勘定でございます。

補正額 2 億 5,000 万円の増、補正後の額 224 億 9,800 万円、補正前との比較、101.1%、主な補正理由は、歳入及び歳出の障害児給付費受入金及び支出金の増でございます。

8 ページをお願いいたします。

議案第 34 号「令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、後期高齢者健康診査等費用等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので(1) 業務勘定でございます。

補正額 349 万 4 千円の減、補正後の額 2 億 1,144 万 1 千円、補正前との比較、98.4%、主な補正理由は、歳入の国庫支出金の減、歳出の総務費の減でございます。

9 ページをお願いいたします。

(2) 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定でございます。

補正額 2 万 9 千円の増、補正後の額 14 億 4,002 万 9 千円、補正前との比較、100.0%、主な補正理由は、歳入の繰越金の増、歳出の特定健康診査・特定保健指導等費用支出金の増でございます。

次に、(3) 後期高齢者健康診査等費用支払勘定でございます。

補正額 2,003 万 6 千円の増、補正後の額 2 億 6,003 万 6 千円、補正前との比較、108.3%、主な補正理由は、歳入及び歳出の後期高齢者健康診査等費用受入金及び支出金の増でございます。

10 ページをお願いいたします。

議案第 35 号「令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、後期高齢者医療診療報酬等の実績を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するもので、(1) 業務勘定でございます。

補正額 1,825 万 5 千円の増、補正後の額 32 億 9,755 万 8 千円、補正前との比較、100.6%、主な補正理由は、歳入及び歳出の損害賠償金受入金及び支出金の増でございます。

11 ページをお願いいたします。

(2) 後期高齢者医療診療報酬支払勘定でございます。

補正額は、29 億 5,240 万 5 千円の減、補正後の額 7,838 億 4,225 万 4 千円、補正前との比較、99.6%、主な補正理由は、歳入及び歳出の後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金の減でございます。

以上、議案第 30 号から議案第 35 号までの説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に資料 2 (参考) として「令和元年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。以上でございます。

登 議長

議案第 30 号から議案第 35 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、議案第 30 号から議案第 35 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

登 議長

議案第 30 号から議案第 35 号までは、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、令和 2 年度関係議案に入ります。

議案第 36 号「財務規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第 44 号「負担金延滞手数料の徴収に関する規程の制定について」を一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 180 ページをお願いいたします。

議案第 36 号「本会財務規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、本会が準用する地方自治法施行規則の一部改正に基づくとともに、

財産及び物品の処分について売払規定を追加するなど、所要の整備を行うためでございます。

181 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、支出負担行為の整理区分表の見直し並びに財産及び物品の管理に関する規定の追加等を行うもので、施行期日は、令和2年4月1日。また、改正後の規定は、令和2年度の歳出予算から適用し、令和元年度以前の歳出予算については、なお従前の例によります。

197 ページをお願いいたします。

議案第37号「高額療養費支払資金貸付金支払業務廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、高額療養費支払資金貸付金の支払に関する業務について、11月理事会において、令和元年度末をもって廃止することとした方針決定に伴い、関係規則について所要の整理を行うためでございます。

198 ページをお願いいたします。

概要でございますが、高額療養費支払資金貸付金の支払に関する業務について、委託保険者の減少等に伴い、令和元年度末をもって廃止するため、本会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正及び本会高額療養費支払資金貸付金支払規則を廃止するもので、施行期日は、令和2年4月1日でございます。

203 ページをお願いいたします。

議案第38号「本会診療報酬等延滞手数料の徴収に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、本会の診療報酬等の予算執行財源を納期日までに確保する必要があることから、診療報酬等の延滞金について必要な事項を定めるためでございます。

204 ページをお願いいたします。

制定の概要でございますが、本会の診療報酬等の予算執行財源を納期日までに確保する必要があることから、現在、本会診療報酬審査支払規則等の各規則で規定している延滞手数料の徴収に関する規定を統一し、延滞手数料の額等、必要な事項について規定するもので、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算から適用するものでございます。

なお、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延利息の率は、現在2.7%でございます。

231 ページをお願いいたします。

議案第39号「本会事務局組織規程の一部を改正する規程の制定について」で

ございます。

提案理由は、本会事業の見直し等に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

232 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、議案第 37 号でご説明いたしました高額療養費支払資金貸付金支払業務の廃止等に伴い、所要の整備を行うもので、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

237 ページをお願いいたします。

議案第 40 号「本会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

この議案につきましても、先程の議案第 39 号と同様に議案第 37 号でご説明いたしました高額療養費支払資金貸付金支払業務の廃止に伴い、所要の整理を行うもので、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

243 ページをお願いいたします。

議案第 41 号「本会における個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、本会事業の見直しに伴い、関係規定について所要の整理を行うためでございます。

244 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、後期高齢者医療広域連合事務代行業務の引揚げ（後期高齢者医療広域連合事務代行業務を後期高齢者医療広域連合からの委託業務に改める。）及び高額療養費支払資金貸付金支払業務の廃止に伴い、所要の整理を行うもので、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

248 ページをお願いいたします。

議案第 42 号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて、所要の整備を行うためでございます。

249 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、交通機関及び交通用具に係る通勤手当を支給されている職員のうち、有料の駐車場等を利用する者について、利用料金の一部を通勤手当として支給するもので、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

254 ページをお願いいたします。

議案第 43 号「本会職員服務規程の特例に関する規程の制定について」ござ

います。

提案理由は、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催に伴う兵庫県の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正内容に準じて、本会職員服務規程の特例を定めるためでございます。

255 ページをお願いいたします。

制定の概要でございますが、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の公式競技等に選手又は監督、コーチ等として参加する場合で、勤務しないことが相当と認められるとき、1 年につき 5 日間、特別休暇を付与し、また、これに伴い、令和 2 年及び令和 3 年に限り、夏季休暇の取得期間を 5 月から 9 月に拡大するものでございます。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日、有効期間は、令和 3 年 12 月 31 日まででございます。

258 ページをお願いいたします。

議案第 44 号「本会負担金延滞手数料の徴収に関する規程の制定について」でございます。

提案理由は、本会の事務費等の予算執行財源を納期日までに確保する必要があることから、負担金の延滞金について必要な事項を定めるためでございます。

259 ページをお願いいたします。

制定の概要でございますが、本会の事務費等の予算執行財源を納期日までに確保する必要があることから、延滞手数料の額等、必要な事項について規定するもので、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 36 号から議案第 44 号までの説明を終わります。

登 議長

議案第 36 号及び議案第 44 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、議案第 36 号から議案第 44 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

登 議長

議案第 36 号から議案第 44 号までは、規約第 34 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 45 号「負担金の賦課額について」から議案第 55 号「退職給付引当資産等の処分限度額について」を一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 264 ページをお願いいたします。

議案第 45 号「令和 2 年度本会負担金の賦課額について」でございます。

提案理由は、令和2年度の国保及び介護に係る会員の負担金賦課額を定めるためでございます。

265 ページをお願いいたします。

本会負担金規程第2条において、理事会で賦課額を定めることとなっており、次の266ページの別記のとおり負担金賦課額を定めるものでございます。

なお、兵庫県につきましては、令和元年度同様に、国保の会員平等割を負担いただくこととしております。

267 ページには保険者別見込額を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

268 ページをお願いいたします。

議案第46号「令和2年度本会国保データベース（KDB）システム負担金の賦課額について」でございます。

提案理由は、令和2年度の国保データベース（KDB）システムに係る会員の負担金賦課額を定めるためでございます。

269 ページをお願いいたします。

本会国保データベース（KDB）システム負担金規程第2条において、理事会で負担金の額を定めることとなっており、次の270ページの別記のとおり負担金の額を定めるものでございます。

なお、兵庫県につきましては、令和元年度と同額を負担いただくこととしております。

271 ページには保険者別見込額を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

272 ページをお願いいたします。

議案第47号「令和2年度本会保健事業負担金の賦課額について」でございます。

提案理由は、令和2年度の保健事業負担金の賦課額を定めるためでございます。

273 ページをお願いいたします。

本会保健事業負担金規程第2条において、理事会で負担金の額を定めることとなっており、次の274ページの別記のとおり負担金の額を定めるものでございます。

275 ページには保険者別見込額を掲載しておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

277 ページをお願いいたします。

議案第48号「令和2年度本会事業計画及び予算について」でございます。

提案理由は、令和2年度の事業計画及び予算として、この議案を提案するものでございます。

278 ページをお願いいたします。

「第1 令和2年度事業計画について」、「1 基本方針」でございますが、内容を要約させていただきますと、本会では、保険者の共同体として、また審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に、基幹業務である審査支払業務においては、効率的・効果的な審査の推進、また、共同電算処理事業や保健事業の実施により、保険者事務の効率化、負担軽減に資する各種保険者支援事業を展開してきたことを記載しております。

次の段落の、「また」、からは、平成30年8月に「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を策定し、審査支払機関改革に対応した診療報酬審査支払業務の強化や国のデータヘルス改革の推進に伴う被保険者番号の個人単位化、オンライン資格確認システムへの対応等、今後直面する多くの困難な課題に的確に取り組みとともに、保険者の期待に十分応えていくよう努めていくこと、次の段落、「さらに」、からは、令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、新たに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に係る規定の整備等が行われるとともに、国保連合会の具体的な業務内容として、「診療報酬の審査支払業務」、「出産育児一時金等の支払業務」及び「第三者行為損害賠償求償事務」等の業務規定の明文化、データ分析等に関する業務の追加として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」の明確化など、審査支払機関の機能強化を図ることとなっていることを記載しております。

これらのことを受けまして、次の段落、令和2年度の本会の事業運営にあたっては、これまでの取組はもとより、新たな状況にも的確に対応していくため、「国保連合会・国保中央会のめざす方向2018」を踏まえながら、審査支払機関として、これまで以上に審査支払業務の円滑な実施と機械チェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むこととします。

279 ページをお願いいたします。

また、保険者の共同体として、兵庫県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針（平成30年度から令和2年度）」を踏まえた各種共同事業、「保険者努力支援制度」に重点を置いた保健事業の展開、「第4期介護給付適正化計画」等を踏まえた介護給付適正化システムの活用を中心とした保険者支援を検討・実施するなど、保険者事務の負担軽減や効率化に向けた保険者支援事業の充実を図るため、

関係団体等と連携・協働を図りながら推進してまいります。

さらに、本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、良質の保険者サービスを確保した中で各種事務事業の見直しと経費削減に努めながら、国保総合システム等の各種電算システムの安定的な運用を図るとともに、中期的な財政を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、今後の国保連合会に必要な幅広い視野と専門知識を有した人材を育成するなど、効率的な運営体制の確立に努めてまいります。

なお、今申し上げた課題に対応するため、本会においては、「中期経営計画（第5次）」を令和元年度から3か年の計画期間で策定し、適切な進行管理及び課題整理を行ってまいります。

280 ページをお願いいたします。

「2 主要事業の概要」につきましては、「(1) 審査支払業務の充実・強化」として、アの「診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」、イの「介護給付費等審査支払業務の充実・強化」、ウの「障害者総合支援法関係業務等の充実・強化」について、記載のとおり実施してまいります。

281 ページをお願いいたします。

「(2) 保険者支援事業の充実・強化」としまして、アの「共同事業等の積極的な推進」について、次のページにかけて記載している内容のとおり実施してまいります。

特に 282 ページのイの「(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施」については、令和2年4月から開始される高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取組を支援できるよう、KDB システムによるデータ分析手法、事業の取組結果に対する評価手法等に関する研修を実施してまいります。

また、先進的に取り組む市町村の好事例を共有するとともに、各市町における一体的実施を支援してまいります。

次に「(3) 効率的な運営体制の確立」としまして、アの「各種電算システムの円滑稼働」、イの「持続可能な組織運営体制」について、記載のとおり取り組んでまいります。

また、事業案が急遽決まったことから、事業計画に十分に記載はしておりませんが、令和2年度から「保険者努力支援制度の抜本的な強化」が図られ、「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」が実施されることとなり、本会が実施できる事業として予算計上しております。

なお、詳細につきましては、今後、兵庫県と協議を行い、必要に応じて市町保

険者に情報提供させていただきます。

284 ページをお願いいたします。

令和2年度の主要事業体系表でございます。後程、ご覧いただきたいと存じます。

285 ページをお願いいたします。

「第2 令和2年度予算の概要について」でございます。

1 予算の考え方でございます。

(1) 令和2年度の予算編成にあたっては、中期財政見通しを踏まえ、診療報酬審査支払業務の充実強化や国のデータヘルス改革の推進に伴う被保険者番号の個人単位化、オンライン資格確認システムへの対応等、情勢の変化に対応した事業の推進に必要な経費を計上し、手数料を基本財源とした収支均衡を図ることを基本といたします。

また、本会事務所のうち、区分所有している18階東側について大規模改修を行い、多目的に使用できる会議室スペースを拡充することとし、当該費用については、事務所管理積立金を取り崩すことにより対応いたします。

なお、大規模改修に伴い、総会等に対応するための会場を確保できることから、現在、大会議室として使用している11階西側の賃貸借を、令和2年度中に解約し、約1,100万円の経費削減を見込み、令和3年度以降、年間約2,700万円の経費削減となります。

また、平成29年度において、平成30年度から3年間の審査支払手数料等の見直しについてご協議させていただきました。

平成30年度、令和元年度の経費削減に向けた取組結果は、全体で約2億3,000万円、令和2年度は、先程の18階東側フロアの大規模改修の経費削減も含めまして、約1億4,000万円、3年間の合計約3億7,000万円の経費削減となります。

この取組のなかでも、恒久的に経費削減に繋がった額は、約1億6,000万円となります。

令和2年度は、令和3年度以降の審査支払手数料等の見直しを協議させていただきますので、本会の経営努力をお伝えしながら、保険者の皆様にご理解いただけるよう協議してまいりたいと考えております。

(2) の歳入については、中期財政見通しを踏まえ、負担金及び審査支払手数料の単価は据え置くことといたします。

なお、保険者努力支援制度の評価項目に関する事業に重点を置いた保険者支援事業に係る経費の財源としている保健事業負担金については、中期財政見通しを踏まえ、市町及び国保組合保険者の負担金を、被保険者一人当たり21円から15

円に引き下げいたします。

(3) の歳出については、各種システムの運用保守等の必要経費を見込むとともに、審査の充実・高度化及び保険者支援事業の充実を図るための事業に重点を置いた経費配分を行います。

なお、歳出を抑制するため、引き続き、良質の保険者サービス等を確保した中で、事務事業の見直し及び事務の効率化を図るなど、経費削減を徹底するとともに、国庫補助金等を有効に活用し、その財源に充当いたします。

令和2年度の手数料等につきましては、別に資料1(参考)として「令和2年度本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。

288ページをお願いいたします。

「令和2年度本会会計別予算の概要(総括)」でございます。

令和2年度の予算の総額は最下段でございます。

約1兆9,222億円で対前年度予算比106.0%と見込んでおります。

次に、議案第49号から議案第54号までの各会計の予算でございますが、「令和元年度第4回本会理事会議案予算関係資料」に基づき説明させていただきますので、恐れ入りますが資料をお願いいたします。

資料の12ページをお願いいたします。

令和2年度予算につきましては、各会計の合計、令和元年度予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、議案第49号「令和2年度一般会計歳入歳出予算について」でございます。

2年度予算10億8,386万7千円、元年度予算との比較、9,464万4千円の減、対前年度比92.0%、主な増減は、18階事務室東側の大規模改修に伴う事務所管理積立金の繰入れ及び工事請負費等の増、11階事務室西側の賃貸借契約解約に伴う借上げ料の減、保健事業負担金の単価引き下げに伴う負担金収入の減、国保データベースシステム機器更改終了に伴う国庫補助金及び関連経費の減でございます。

13ページをお願いいたします。

議案第50号「令和2年度 診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

2年度予算38億8,654万5千円、元年度予算との比較、3億7,396万3千円の増、対前年度比110.6%、主な増減は、次期国保総合システム負担金支払開始に

伴う国保中央会負担金の増、ICT 積立資産の繰入れ及び積立ての増、兵庫県ヘルスアップ支援事業費関連経費の増、高額療養費支払資金貸付金支払業務の廃止に伴う受入金等の減でございます。

14 ページをお願いいたします。

(2) 診療報酬支払勘定でございます。

2 年度予算 4,416 億 9,544 万 3 千円、元年度予算との比較、12 億 3,180 万円の減、対前年度比 99.7%となっております。

15 ページをお願いいたします。

議案第 51 号「令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

2 年度予算 36 億 5,864 万円、元年度予算との比較、3 億 1,650 万 3 千円の増、対前年度比、109.5%となっております。

16 ページをお願いいたします。

主な増減は、取扱件数増に伴う手数料収入額等の増、ICT 積立資産の繰入れ及び積立ての増、審査支払等システム機器更改終了に伴う減価償却引当資産繰入金及び関連経費の減でございます。

次に (2) 介護給付費等支払勘定でございます。

2 年度予算 4,674 億 3 千円、元年度予算との比較、258 億 9,600 万 2 千円の増、対前年度比、105.9%となっております。

17 ページをお願いいたします。

(3) 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定でございます。

2 年度予算 41 億 2,284 万 3 千円、元年度予算との比較、1,812 万 2 千円の増、対前年度比 100.4%となっております。

18 ページをお願いいたします。

議案第 52 号「令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

2 年度予算 1 億 9,089 万 7 千円、元年度予算との比較、380 万 8 千円の増、対前年度比 102.0%、主な増減は、取扱件数増に伴う手数料収入額及び国保中央会負担金等の増、審査支払等システム機器更改終了に伴う減価償却引当資産繰入金及び関連経費の減でございます。

19 ページをお願いいたします。

(2) 障害介護給付費支払勘定でございます。

2 年度予算 1,080 億 12 万 2 千円、元年度予算との比較、60 億 2 千円の増、対前年度比 105.9%となっております。

次に、(3) 障害児給付費支払勘定でございます。

2年度予算 270 億 5,040 万 2 千円、元年度予算との比較、48 億 240 万 2 千円の増、対前年度比 121.6%となっております。

20 ページをお願いいたします。

議案第 53 号「令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

2年度予算 1 億 5,733 万 8 千円、元年度予算との比較、4,884 万 9 千円の減、対前年度比 76.3%、主な増減は、委託保険者の増に伴うデータ管理手数料収入額及び国保中央会負担金等の増、特定健診等データ管理システム機器更改終了に伴う国庫補助金及び関連経費の減でございます。

21 ページをお願いいたします。

(2) 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定でございます。

2年度予算 14 億 4,000 万 3 千円、元年度予算との比較、3 千円の増、対前年度比 100.0%となっております。

次に (3) 後期高齢者健康診査等費用支払勘定でございます。

2年度予算は、7 億 6,500 万 3 千円、元年度予算との比較、5 億 2,500 万 3 千円の増、対前年度比 318.8%となっております。

22 ページをお願いいたします。

議案第 54 号「令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」、(1) 業務勘定でございます。

2年度予算 32 億 2,429 万 5 千円、元年度予算との比較、4,786 万 5 千円の減、対前年度比 98.5%、主な増減は、取扱件数増に伴う手数料収入額及び国保中央会負担金等の増、後期高齢者医療請求支払システム機器更改終了に伴う減価償却引当資産繰入金及び関連経費の減でございます。

23 ページをお願いいたします。

(2) 後期高齢者医療診療報酬支払勘定でございます。

2年度予算 8,595 億 7,428 万 3 千円、元年度予算との比較、727 億 9,696 万 1 千円の増、対前年度比 109.3%となっております。

予算につきましては、別に資料 3 (参考) として「令和 2 年度収支予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。

次に「議案書」に戻りまして 497 ページをお願いいたします。

議案第 55 号「令和 2 年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するため、この議案を提案するもの

でございます。

498 ページの別記でございます。処分限度額でございますが、1 退職給付引当資産 1 億 3,596 万円、2 事務所管理積立金 3,000 万円、3 保健事業積立金 500 万円、4 財政調整基金積立資産 4 億 5,651 万 6 千円、5 減価償却引当資産 3 億 9,991 万円、6 ICT 積立資産 3 億 3,507 万 1 千円、7 電算処理システム導入作業経費積立資産 4,021 万 3 千円、それぞれを処分限度額とし、処分時期については、いずれも令和 2 年度内でございます。

以上、議案第 45 号から議案第 55 号までの説明を終わります。

登 議長

議案第 45 号から議案第 55 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等
はございませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、議案第 45 号から議案第 55 号までは、原案のとおり
決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

登 議長

議案第 45 号、議案第 46 号及び議案第 47 号は、規約第 33 条の規定により、理
事会議決事項として決定いたします。

議案第 48 号から議案第 55 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、
総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 56 号「役員を選出について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 500 ページをお願いいたします。

議案第 56 号「本会役員を選出について」でございます。

現役員任期満了に伴い、次期役員を総会で選任するため、この議案を提案す
るものでございます。

理事 11 名、監事 3 名につきましては、501 ページの「本会役員被推薦者名簿」
のとおりで、任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間でご
ざいます。

なお、理事長、副理事長、専務理事につきましては、総会で役員を選任いただ
いた後、別室において新理事の皆様にご互選いただき、その結果を総会の席で報告
させていただきます。

以上、議案第 56 号の説明を終わります。

登 議長

議案第 56 号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等
はございませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、議案第 56 号は、原案のとおり決定することにご

異議ございませんか。

(異議なし)

登 議長

議案第 56 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 57 号「通常総会の招集について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 502 ページをお願いいたします。

議案第 57 号「第 138 回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、規約第 33 条の規定に基づき、理事会の議決事項となっておりますので、この議案を提案するものでございます。

503 ページでございますが、日時 令和 2 年 2 月 28 日、金曜日、午後 1 時 30 分から、場所 本会の 11 階、大会議室でございます。

以上、議案第 57 号の説明を終わります。

登 議長

議案第 57 号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、議案第 57 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

登 議長

議案第 57 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、その他といたしまして「非正規職員の退職時の対応に係る団体交渉等について」を事務局から説明願います。

永井事務局長

それでは、右上、報告事項 資料 1「非正規職員の退職時の対応に係る団体交渉等について」をお願いいたします。

兵庫県労働組合総連合・神戸地域労働組合から、2019 年 7 月 12 日付け「団体交渉申入書」により申入れが行われたことについては、令和元年 11 月 26 日開催の第 3 回理事会において、その内容と、今後の対応についてご報告いたしました。

このたび、令和 2 年 1 月 28 日付けで、理事長、副理事長及び専務理事あてに、当労働組合から「懇談の申し入れ」がございましたので、対応も含め、ご報告いたします。

改めて、労働組合からの申入れ状況等についてご報告します。

2019 年 7 月 12 日付け「団体交渉申入書」による労働組合からの要求事項は、

(1) ただちに解雇を撤回し、職場への現職復帰、賃金の全額支払いを求める。

(2) 組合員に対して謝罪と精神的苦痛を与えたことに対する相応の誠意を示さ

れるよう求める。という要求事項であり、これまでに3回の団体交渉を重ねてまいりました。

団体交渉の内容は、2の「団体交渉内容」(1)、(2)ですが、平成31年4月1日に採用した事務補助員が、6月30日付け自己都合退職いたしました。その後、労働組合に加入し、職場への現職復帰と、賃金の支払い等を求め団体交渉を申し込んできたものであります。昨年7月から、団体交渉を重ね、10月29日の第3回目の団体交渉以降、労働組合側からは新たな交渉申入れ等が無い状況でしたが、令和2年1月28日付け、理事長、副理事長及び専務理事あて、懇談の場を設けるよう、それぞれに通知がございました。

その内容については、別添の労働組合からの「懇談の申し入れ」通知をお願いいたします。

懇談の申し入れの内容としては、これまで3回の団体交渉を行ってまいりましたが、労働組合として問題が解決できないと判断し、2月中旬までに本会役員と懇談の場を設定するよう申し込んできたものです。

裏面2ページをお願いいたします。

組合員が労働組合に相談するまでの経過について、記載されておりますが、本会において、職員から延べ25回に渡り実施したヒアリングの結果とは、全く異なる主張がされております。

例えば、上段4行目、課長補佐がデスクまで来て「一人で仕事をして、もう辞める？」と発言したと記載がありますが、そういう事実はありません。本人が記入した退職届が提出された日、当該部署では医療機関あてに大量の発送をするための準備で大変多忙でありました。そのなかで、その業務をせず、一人机に座っていた当職員に対して、所属部署の課長補佐が声をかけ、別室にて状況を確認しておりましたところ、本人から「今日付けで辞めてよいか？」と発言があったということです。

また、中段、「退職届け記載後も・・・」とあり、中段6行目、「辞めていいですか？」と発言したとありますが、退職届記載後ではなく、所属部署の課長補佐が別室で状況を確認している時に発言されたものです。

次に3ページをお願いいたします。

ここには、3行目、「連合会及び弁護士の考えは不誠実」とし、その理由について記載されておりますが、本会が労働組合の要求に応じられない理由としては、本来、労働組合側が退職強要を証明すべき事案であるにもかかわらず、これまでの交渉において組合員の主張については、一貫性がなく、二転三転しており、また、実態のない主張すらございますし、さらに当通知においても変わって

くるなど、全てにおいて、異なる認識であり、双方の主張は平行線が続いている状況であります。

労働組合側から、事務折衝時に金銭和解として100万円の要求がございましたが、到底応じられる内容ではありませんので、金銭和解を拒否したものです。

もう一度、報告資料の2ページに戻っていただきまして、こういった状況から、今後の対応として、当通知に対する対応は、労働組合法上の誠実交渉義務には、使用者側に労働組合と誠実に交渉することを要求するものであって、譲歩義務や合意・妥結義務を課すものではなく、自らの主張を述べ、譲歩や妥結をしないことをもって誠実交渉義務違反と評価されるものではないことを、本会顧問弁護士にも確認しておりますので、このたびの懇談の申入れについては、「受けられない」旨を通知し、引き続き、下記4の本会団体交渉委員が対応することといたします。

また(3)、(4)兵庫県労働委員会等への申立てや訴訟があった場合においても、本会において適切に対応してまいります。

以上、報告事項の説明を終わります。

登 議長

「非正規職員の退職時の対応に係る団体交渉等について」の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(な し)

登 議長

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

久保総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、佐用町長の庵途副理事長からご挨拶を申し上げます。

庵途副理事長

皆様、多くの議案を審議いただきまして、ご苦勞様でございました。

本日、理事会に提案をされました理事会議決案件、また、令和2年度の事業計画並びに予算案と総会に附議する議案につきまして、全て提案どおり可決いただきまして、ありがとうございます。

今日は、かなり寒い朝でした。私どもの佐用町の山奥でも、今年初めて川に少し薄氷がはっておりまして、立春が過ぎてからようやく本格的な冬が到来という感じですが、年明けから1月もずっと気象庁の発表でも例年の平均気温を3度ぐらい上回るという異様な暖冬となっております。

そうした中であっても、インフルエンザが私どもの町でも発生し、職員もインフルエンザにかかって休んでおります。

また、中国を発信とします新型コロナウイルス、これは、世界的にも大問題

久保総務課長

にもなっておりますし、その拡散を防ぐための取組が各国で行われておりまして、本当に心配な状況にあります。

そのような中であって、皆様におかれましても、年度末を控え、通常より多忙な毎日ではないかというふうに思いますけれども、それぞれ健康に十分気を付けていただきまして、職務にご精励をいただきたいと思っております。

そして、引き続き、連合会の円滑な運営につきまして、皆様方のご尽力をよろしくお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうも、本日は誠にご苦勞様でございました。ありがとうございました。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度第4回理事会を閉会いたします。

それでは、理事の皆様には、2月28日の総会にご出席いただきますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

議 事 録 署 名

議 長

登 孝 人 

議事録署名人

中 川 智 子 